京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十五卷　第五號

大正十一年十一月一日發行

論叢

交通稅の長短　法學博士　神戸正雄

傳統派の社會連帶思想　文學博士　米田庄太郎

社會哲學に於ける主意的二元論的思想　法學士　恒藤恭

經濟道と經濟術　法學士　作田莊一

時論

我國の人口對食糧問題　法學博士　山本美越乃

食料品市場問題　法學博士　河田嗣郎

資料

金輸出解禁問題　法學博士　戸田海市

雜錄

戰爭と道德の原則　法學博士　財部靜治

物價引下策と抽籤景品附賣買　法學博士　小川鄉太郎

排マルクス說の新刊書一二について　法學博士　河上肇

日銀兌換券發行高の季節的變動　法學士　汐見三郎

經濟論叢　第十五卷　第五號（通卷第八十九號）　大正十一年十一月發行

論叢

交通稅の長短

神戸正雄

緒言（本研究の目的）

第一段　交通稅の長所（一）公正原則上、（二）財政收入上、（三）經濟上道義上及社會政策上、（四）實擔干係上、（A）本稅にて（B）他稅にて、（五）行政上、（A）徵收容易及小費（B）外國人課稅の機會）

第二段　交通稅の短所（一）公正原則上、（A）體系上（B）稅率上、（二）財政收入上（A）收入可動性の缺乏（B）收入不確定、（三）經濟上（A）交通を妨ぐること（B）財產元本侵蝕の可能あること（C）物價上に不良影響を與ふること（D）取引の安全を害すること（E）內國資本の外國流出を逃めること（F）望ましき企業を抑へ、取引所外の投機、外國取引所の利用を勸むること（G）保險其他有益事業の發達を妨ぐること（四）社會政策上、（五）實擔干係上（A）窮屈厄介（B）不況窮迫時、（六）行政上、（七）道義上）

結論（全文の要旨）

緒言

交通稅の本質は前論文に說く所の如くであり、其の給付能力との關係また、前々論文にて說く

所の如くである。之に依つて交通稅の何たるか、及其給付能力原則上の見地に於ける此稅の長短は略ぼ明かにせられた。併し其にては、まだ、其他の觀察點よりしたる雜多なる長所短所が說かれて居らぬ。其れで今之を補充して、以て交通稅の理論的說明を完からしめやうと思ふ。但し茲に說く所は、廣義の交通稅の一部を成す所の不勞利得稅の如き特殊なものを別とし、主として普通の交通稅に就いてである。

第一段　交通稅の長所

(一)公正原則上——交通稅の給付能力との關係、隨ふて其公正原則上の價値につきては、前々文にいふ如くであるが、尙ほ普通の交通稅、特に例之、印紙稅登錄稅の如きは、其が現實の利得を捉へて課稅するのでなくて、單に交通に現はれたる總價格のみを見て課稅するのであるけれども、其により射倖、投機及景氣利得、つまり不勞利得といふべき給付能力の比較的大なる物件を課するの機會又は可能あることを見逃してはならぬ(註一)。但し此稅は斯の如きものゝみを課するのでなく、兎角此と努力の伴ふものとを平等に扱ふの缺點があり、特に不況時には不勞利得を課する見込なく(註二)、田舍の偏鄙な處の土地などには不勞利得の乏しき所でもあるから(註三)、此不勞利得課稅といふことが此稅の強い長所ではないが、併し特に不勞利得稅といふべき特別の租稅體系

の缺けた處などでは、一部彼の稅によりて此不勞利得課稅が行はるといふことは、無意義のことではない。

(註一)ワグナーは、進歩する國民經濟では、土地家屋の所有には、其上る所の地代及屋賃に於て、常に新しき人的給付又は資本使用なしに、又は相當なる此の如きものなしに、一層大なる收益が生じ、特に下る所の利子に於て一層高き資本價値が生じ、國家は財產移轉稅等によつて、多少其よりしての彼の共同的分前を取ることゝなる。特に商業及動產取引を印紙等の形にて次ぎに有價證券及商品取引所取引を稅する其他の交通稅の一大部もが、景氣利得稅として用立ち得るといひ、エーベルヒも、土地の交通稅は、土地特に都市の其の價格が多くは所有者の働なしに、卽ち景氣事情により高められ、所有者に重要なる利得を齎らすべきものを捕捉すと爲し、更に取引所稅につき、取引所にて得らるゝ利得が景氣利得で、此の如きものとして課稅に特に適當なることが許すべきであるといひ、ロアイヤーも、交通稅の內部の正當の理由を、少くとも一部、夫の大財產が其起源又は其增加を負ふ所の現實にせらるゝ景氣利得に見出す所であるといふ。[1]

(註二)ロッシアーは、此稅にて不勞景氣利得、新なる資本集積が國庫の爲めに利得しやうといふ美はしき考は、通例併し唯だ國民經濟の好況となる時期にのみ當り、下る所の時期には悲哉反對であるといふ。[2]

(註三)エーベルヒは、田舍の土地の所有移轉にては、投機利得に關するは偶々のみに過ぎぬといふ。[3]

(二)財政收入上——には、此稅が高き文明國では、經濟交通の頻繁なるが爲めに、低い率にても能く豐富なる收入を生じ(註四)、而かも其文明進步隨ふて交通の發達に伴ふて、益々收入の增加を見る傾ある(註五)ことは、洵に有利なことであつて、此稅が種々の弱點を有つに拘はらず、各國の之を棄つることを敢てしない重要な理由の一は茲にある。

(註四)ボーリューは、登錄及印紙稅は往々にして、義務者を刺戟することなくして、小費にて容易に巨大なる金額を徵收する

1) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 554. 582. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 292. 303. Heckel, Zur Lehre von den Verkehrsteuern. (Finanz Archiv. 7 Jg. 2 Bd.) S. 5.
2) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 126.
3) Eheberg, a. a O. S. 294.

方法であるといひ、シャルも此稅は進歩する文明國では益々增加する交通の爲め、低き率にても財政上多收であるといひ、ロッシアーも、高き文明段階では、特に豐なる收入が交通稅より期待せらるゝ。國民經濟が發達すればするほど、其分業が一層大となればなるほど、斷へず交通に現はるゝ其全體の財產の部分が愈々大きくなるといひ、ベルナーも、交通稅は其收入が國家豫算の重要な元素で、財政上缺くべからざるものといひ、コンラードも、人は現代に於ける取引の大さに於て、其小なる稅が大收額を供することに於て、此稅を辯護するといふ。[4]

（註五）前註ロッシアー參照。尙ほ、ファイファーも、交通が盛となれば盛となるほど、國富が增進すればするほど、他方に愈々多く此稅が流入するといひ、ロッツも、此稅が堪ゆべき程度を超へざるときは、上る所の國民經濟上の發達と共に、稅の引上なしに自ら上る所の收入を齎らすといひ、ボーリューも、登錄及印紙稅は國富の發達に伴ふ傾がある。否な文明國に於ける取引の數量が一般の富よりも一層速かに增加する意味では、一層多く增加する傾すらあるといふ。[5]

（三）經濟上、道義上、及社會政策上――には、此稅あるが爲めに、幾分なりとも輕卒なる會社企業を抑へ（註六）、經濟上、道義上、社會政策上不利を伴ふ所の射倖及投機を多少とも抑ゆることゝなるといふの利がある（註七）。併し此稅は前々文にもいふ如く一般にも餘り高く定めることの難きものであり、特に恰かも此種のものにて高く定め難き所以のものがあるから（註八）、自然、夫の好ましからざるものを抑止する力は微弱なもので、殆んどいふに足りない。實際界の大勢が好況であるか、又は社會の風潮傾向が投機射倖に向つて居ると、此稅ぐらいでは、到底其が抑へ切れるものでない。

（註六）ロッシアーは、株券稅が輕卒なる會社の設立を抑制するといふて居る。[6]

4) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 503. Schall, Verkehrs- und Erbschaftssteuern. (Schönberg, Hb. 4 Aufl. III–I.) S. 706. Roscher, a. a. O. S. 123. Berner, Das Wesen der Steuern insbesondere der indirekten. S. 40. Conrad, Grundriss d. Fw. 2 Aufl. S. 112.

5) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 338. Lotz, Fw. S. 513. Beaulieu, l. c. p. 503.

6) Roscher, a. a. O. S. 131.

(註七) コンラードは、此稅が取引所投機の制限の如き特段なる社會政策上の目的を達すると爲し、エーベルヒも、人が取引所稅につき、此に道義上爭ふべき取引所射倖に反對して影響すべき目的が附せらるべしと信じたといふ。[7]

(註八) ロッシアーは、餘りに高き取引所稅で、不利な差額取引を妨がんとする希望は誤である。高き取引所稅は監督機關の助によりてのみ行ふべきもので、其が交通を非常に厄介と爲し、恐らくは之を課稅されたる取引所より全く驅逐し、或は外國の無稅の取引所へ、或は概觀すべからざる分散したる私交通へ追ふことになるといひ、エーベルヒも、取引所稅を餘りに引上ぐることは多くの遁脫を生ずと爲す。[8]

(四)負擔關係上——(A)には此稅につき人々に於て割合輕易に負擔を感ずる傾がある(註九)。此はつまる所、行政上にも便宜原則に適ふことになる。此れ亦此稅の長所としては重要なものゝ一であつて、夫の給付能力の原則から見ては若干の疑問をいだかるゝものなるに拘らず、人々が之に左まで反對せず、夫の營業者が營業稅反對にのみ力を集中して、此疑問多き稅を閑却するのも、畢竟、此稅の負擔感の輕易なるに因るのである。而して其の然る所以は、一には(い)此が無數の色々の項目に分散して居るのと(註一〇)、而かもろ(各件毎の納額が極小額なるが多いのと、は)課稅物件の益々增加する爲め、益々多くのものにて分擔さるゝのと、卽ち此物件にして增さなかつたならば、國庫の必要の增加に隨ひ增率しなくてならぬのが、同一率に据置かれても物件の自然增加によりて增收を生じ、夫の增率の必要なきを得るのと(註一一)に印紙の如く知らず識らずの間に出し得るの形式を利用するものゝ多いのと、(ほ)現實に利益を得又は少くとも現金を握つた場合を捕

7) Conrad, a. a. O. S. 112. Eheberg, a. a. O. S. 303.
8) Roscher, a. a. O. S. 131. Eheberg, a. a. O. S. 304.

捉することの多いのと(註一二)、(へ)更に無努力又は不勞利得を課することのあるのと(註一三)、(と)更に又此稅が物上負擔的になる傾あるのとに因る。そして其物上負擔的といふのは、例之、賣買の場合には、特に買手の方にて其買つた名義上の値と此稅との合計額の値段にて買つたものと考へ貸借の場合には、債務者が稅額だけ利子の高くなつたものと考ふる傾があるからである(註一四)。

(註九)アグナーは、受取證、計算書、手形、小切手の印紙稅について此が各の取引を、其最小のものにても殆んど無感知に課すといひ、エーベルヒも、受取證稅につき比が特段なる厄介及壓迫感なしに擔はるといひ、ポーリユーも、登錄稅印紙稅を以て、往々にして義務者を刺戟することなくして徵收するの方法といひ、コンラードは、人が交通稅を其容易に擔はるゝことにて辯護すといふ。[9]

(註一〇)ロッシャーは、交通稅が、小項目の大なる數に分解することを擧げて居る。[10]

(註一一)シャルは、進歩する文明國民にては、益々增加する交通に現はるる其大なる額により、低き率にても財政上多收で、隨ふて租稅壓迫の出來るだけの分擔に大な餘地を與ふといふ。[11]

(註一二)コッサは、交通稅の徵收容易の說明として、義務者が支拂方便を手に持つときに生ずるの徵收を擧げ、シャルも、交通稅は、財產が交通に於て流動的となりたるときの瞬間に財產を課稅するから、此が租稅支拂を容易と爲すといひ、エーベルヒも不動產交通稅に關し、此が其價值及地代增加を、其の新所有者への過渡に際し還元せらるる瞬間に、追加的に捕捉すと爲し、コンラードは、人が此稅にて、財產部が流動的となつたときに捕捉せらるとして此を辯護すと爲す。[12]

(註一三)エーベルヒは、取引所稅に關し、此が關係者より容易に擔はれ得るといふ感情論も大な役目を爲すとし、更らに富籤及財產利得稅につき、財產により得らるる無努力致富より全體（國家）に分前を與ふることが、何等の困難を有たず又不平が生じないことの感知もが此稅の動機となるといふ。[13]

9) Wagner, a. a. O. S. 554. Eheberg, a. a. O. S. 300. Beaulieu, l. c. p. 503. Conrad, a. a. O. S. 112.
10) Roscher, a. a. O. S. 123.
11) Schall, a. a. O. S. 706.
12) Cossa, Grondriss d. Fw. S. 99. Schall, a. a. O. S. 706. Eheberg, a. a. O. S. 292-3, Conrad, a. a. O. S. 112.
13) Eheberg, a. a. O. S. 303.

(註一四)ヘツケルは、交通稅にても常に納稅者に於て各の營利部より一定の稅部が取らるゝが如き感知を生じないで、むしろ此が、其財産が稅だけ實際的には資本控除によりて減少せらるゝが如き考を生ずる。財産移轉稅は、買手には買價の引上として、賣手には賣價の減少として働き、借用證の登錄稅を、義務者は其貸債の新貸擔として信用の騰貴として感ずといふ。此に一異說あり。卽ちプアイファーは、人が此稅は之を拂ふ者よりあまり感ぜられない。何となれば此稅を拂ふべき買手は、(價と稅との合計で)恰も彼に値ありと見ゆるだけを、此土地に拂ふことゝなるからといふが、此は詭辯である。稅を擔ふべき者は、實に多くは買手でなくて賣手で、彼が其賣物に對し、稅だけ少き代價を得ることゝなるからといふ。[15]

(B)此稅は又、此稅のあるだけ、此なければあるよりも他の諸稅、例之、所得稅收益稅等の負擔を輕易とするといふこともある。(註一五)此も此稅の潛みたる利益である。

(註一五)コンラードは、此稅が他の稅、特に所得及財產稅の負擔を輕くするの必要に應ずと爲す。[16]

(五)行政上――(A)には此稅が徵收容易で、徵收費の割合に少いことも(註一六)此稅の特徵である。此はいふを待たぬほど明かである。

(註一六)コッサは、此稅の徵收の容易及小費なることが、近世に於て此の如き稅の殆んど一般なる普及を一部は說明し、一部は辯護する理由であるといひ、ボーリューは、登錄及印紙稅は往々にして義務者を刺戟することなくして、少費にて容易に巨大なる金額を徵收する方法であるといひ、ロッシアーも、交通稅の徵收費は、少くとも交通の大に發達した處では、割合に小いことを例とすといひ、ワグナーも亦、受取證計算書手形小切手等の印紙稅につき、此が特に骨の折れる、交通を妨げ且つ多費なる監督を要しないで、取引の澤山を課することの爲めに、大收入を擧ぐるものと爲す。[17]

(B)更に此が外國人に課するの機會多きことも一の長所である。卽ち此稅は內國に住居する外國

14) Heckel, Verkehrsteuern, S. 30.
15) Pfeiffer, a. a. O. S. 337.
16) Conrad, a. a. O. S. 112.
17) Cossa, a. a. O. S. 99. Beaulieu, l. c. p. 503. Roscher, a. a. O. S. 123-4. Wagner, a. a. O. S. 564.

人のみならず、內國に一時滯在又は旅行しつゝある外國人にも、外國に在る外國人にも其の內國交通に關するだけにて課稅するを得る（註一七）。外國にある外國人にも課することは同じく從率稅たる消費稅でも困難である。大した利益ではないが、一の利益といへば利益である。

（註一七）シエフレーは、間接稅は內國に住する外國人が、其營利及消費を以て、課稅國の交通に干渉するだけにて此に負擔せしめらるゝの方便であるといひ、シヤルは、交通稅が實に他の稅特に消費稅の如く內國に住居又は滯在する外國人を租稅に引くことを許すのみならず、外國に生活する者をも、此者が外部への收得により內國交通に關與するだけにて課稅することを以て、其有利とす[18]。

第二段　交通稅の短所

交通稅には右いふ如く色々の長所もあるが、併し此が反面には短所も少くなく、或は此方が夫の長所よりも著しいもの、如くである。

（一）公正原則上――（A）には先づ此稅が完全な體系を備へずといふ缺點がある。此稅には給付能力の原則上或疑問のあることは前々文にいふ如くであるが、此が何國にても通例、歷史的發達によつて列べられたまでゞあつて、好んで、容易に捕捉し得べく而かも割合多收なるが如きものを採用したに止まる嫌がある。隨ふて全體上、交通稅としての完全なる體系を缺く所である（註一八）。或は之を理論的に整理すれば良いではないかともいふが、仔細に登錄稅印紙稅の一々の項目を點檢

18) Schäffle, Steuern, A. T. S. 349. Schall, a. a. O. S. 708.

して、其項目の取捨なり、其々の項目の稅の重さの決定なりを考ふると、確かに此れなれば合理的といひ得るやうなものを見出すことは出來ない(註一九)

(註一八)エーベルヒは、此稅の實際、體系的の分類は困難である。何となれば此が採用を促がすものは主として財政上の理由であるから。往々にして一定の體系を追ふことなしに、同時に餘りに租稅に於ける他の原則に衝突することなしに、大なる收入を約するが如き交通稅を利用した。交通稅の判斷にては初めより之を統一ある體系の觀察點の下に爲すことを斷念しなくてはならぬ。此稅は收益稅や消費稅の如き一の體系を成さぬといふ。[19]

(註一九)前註一八參照。エーベルヒは、更に此にて財產交通の各箇の種類が不平等に租稅に引かると爲し、シャルも、全體の財產交通を交通稅によりて捕捉することは事實上到底可能でないから、此が財產交通の各箇の方向の一方的負擔を生ずと爲し、コンラードも、此にては經驗上、一方的なる、理由なき捕捉の行はれざるが如き賦課の完全を行ふことの不可能があるといひ、フォツケは、交通稅は其原則なきことの爲めに、消費稅よりも一層一の體系に纏めらるることの能力が少い。此が或は財產額に干涉し、或は其維持に、或は營利に、或は消費に干涉する。殆んど往々にして或一の稅種を區別せしめない。一般に此稅が高き統一なく、且つ有機的組織なき、種々なる強要物の雜然たる混合を成す。此聯絡なきことが稅種の增加によりても、其減少によりても改良されない。此が唯だ分量的であつて非有機的であるといふ。[20]

(B)加之、其稅率もが之を公正に近からしむることが難い。眞に之を公平に近づけやうとすれば、少くとも歩合率を採らなくてはならぬが、其が此交通稅では既に恰も面倒であり、交通を妨ぐる嫌ありといふので、勢ひ便宜上、確定率か階級率かを採ることになる。然るときは愈々以て公平に違かることゝなる(註二〇)。此點から見ても此稅には存在の疑問がある。

(註二〇)フォツケは、人が此稅にては物體の價値に顧慮なく、小な同額稅にて又は多少監督の出來る處では非常に緩かな方法に、

19) Eheberg, a. a. O. S. 291. 322-3.
20) Eheberg, a. a. O. S. 325. Schall, a. a. O. S. 708. Conrad, a. a. O. S. 112. Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 102-3.

て上る所の率にて負擔せしむることにて滿足しなくてならなかつた。其結果は人が交通に著しき攪亂なく又關係者に頗る感すべき負擔なくして、少からざる收入を擧げたことである。併し此際如何にしても平等又は均等ということをいひ得なかつたといひ、ロッシアーも、定額印紙は小生產者及消費者の數多きものを不利とすと爲し、エーベルヒも、受取證稅につき、此が往々にして現はるゝ如く、定額印紙の形にて又は少き分級にて徵收さるゝときは、此が不均等に小取引を負擔せしむることとなるといふ。[21]

（二）財政收入上――（A）には收入の可動又は彈力性を缺くといふ缺點がある。特に經濟界不況の時に減收を生じ（註二一）、必要の增大したるとき、稅率を增すも必ずしも豫期の如き增收を得難き恐もある。確かに其一弱點である。

（註二一）ベルナーは、此稅の可動性は消費稅の其と同一缺點を有し、經濟界の不況のときに、交通稅の收入が下るといふ。[22]

（B）收入の不確又は不定なることも、亦た其一缺點といへば一缺點である（註二二）。尤も此は大抵の稅に免れないことであるから、そして之に對應するの方法は別に之なきに非ずであるから、大した缺點ではない。

（註二二）エッシェンマイヤーは、財政上にて財產賣却稅を排斥すべきものと爲し、其理由を、之が收入の不確又は不定なることに置く。[23]

（三）經濟上――（A）には先づ、此稅が交通取引を妨げ（註二三）、隨ふては其土臺たる分業の發達を妨げ（註二四）、更に全體上、國民經濟の發達を妨げる。元來、交通は財を最良く利用し得る人の手に移すことであるから、其益々盛に行はるゝことが望ましい（註二五）。此が經濟上の効用の大なるのみ

21) Vocke, a. a. O. S. 105. Roscher, a. a. O. S. 130. Eheberg, a. a. O. S. 300.
22) Berner, a. a. O. S. 40.
23) Murhard, Theorie und Politik d. Besteuerung. S. 243.

ならず精神文化の上にも大な力をもつのに、之を妨ぐるのは面白くない。此を妨ぐる稅を採ることは本來國家の爲すべき任務に反するともいひ得る(註二六)。そして其の之を妨ぐるといふのは、此稅あるときは、其の之なきときよりも、交通を行ふにつき人々の手數を增すのと、費用を增すのとに(註二七)因る。特に此稅が高ければ高きほど此弊大に(註二八)、公平を得んとして歩合率を採れば、其の階級率、特に確定率のときよりも一層多く交通の妨害を與ふる(註二九)。

(註二三)バステーブルは、凡べて此の如き法律行爲稅は或度まで取引の障碍であるといひ、プアイファーも、一般に此種のものは大なる度にて厄介で、商業交通に對し障碍となると說く。[24]

(註二四)ロツシアーは、此稅が、交通行爲の相當なる增加を齎す所の、頗る發達したる分業に對する罰金であるといふ。[25]

(註二五)ベルギウスは、土地の賣却に障碍を與ふる凡べての稅は一般に排斥すべきものである。此の如き賣却は、財產を一層生產的に爲すことに貢獻する。必要よりか任意よりか賣却する者は、通例、生產的目的にて財產より最大の可能なる利益を擧ぐべき方便又は能力なきものであらう。之に反し買手は多くは其財產を改良する意思を有し、且つ之を爲し得るであらう。此故に此の如く實手にて財產が最大の價値を有し且つ之に對し最高の價格を供し得るであらう。隨て又土地の賣却契約稅は決定的に有害であるといひ、プアイファーも、不動產交通が自由であればあるほど愈々多く、此が最善の利用を爲すことを知る者の手に入るべきことを期するを得る。此物の自由交通が人工的制限に置かるゝほど、之を其自身及全體の不利にまで、眞く利用することを知らざる者の手に土地の止まることが愈々多くなるといひ、バステーブルも、土地建物の如き重要なる物の場合には、移轉稅の結果は經濟上の進歩の妨害である。生產の要素の一が最良く利用し得る人の所有に達することが妨げられ、國の全生產が然らざる場合よりも小なることゝなるといひ、エーバルヒも其多少著しき高さにては、經濟上最適能なる人に土地の移ることを困難とするといふ。其他ラウも有利なる賣却又は其他の法律行爲が、此手數料(登錄稅)の

24) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 582. Pfeiffer, a. a. O. S. 338.
25) Roscher, a. a. O. S. 125-6.

爲め止められることが生ずと爲す。[26]

（註二六）フォツケは、交通稅は經濟生活を進捗すべき國家の任務に反するものそして精密に解すれば正に不道義であるといひ、プイファーも、政府の任務はむしろ商業交通の發展の障碍となるものを除くことに存し、人工的に新障碍を與ふることでないといふ。[27]

（註二七）ロツツは、凡ての交通稅で何人を結局稅すべきやは不確である。唯だ、生產の費用の貧擔が現はれることだけが確であるといふ。[28]

（註二八）ニツチは、高き登錄及印紙稅が往々にして流通を緩慢且つ困難と爲し、交易の發達を妨ぐることになるといひ、ベルナーも、國民經濟が高き交通稅によりて其發達を妨げらると爲し、バステーブルも、重き移轉稅が或所有者より他の者に急速に移ることを妨ぐと爲し、ムルハルトも、此種の稅が多少大いときは不當で不得策なものとなる。此が自由交通の大な障碍で、國民の價値增殖力の可能的な發達を妨げ、且つ往々にして國富に深き打擊を與ふるからといひ、ロツシアーは、高き取引所稅が交通を非常に厄介とすといふ。[29]

（註二九）ロツシアーは、從價印紙は交通を大に厄介とすべしといふ。[30]

（B）此稅には又財產元本侵蝕の可能がある。勿論常に然る譯でないが、不利なる境遇にある關係者のときなどには、確かに其だけ彼の財產元本を減少したことになる（註三〇）。

（註三〇）フォツケは、此稅が干係者を往々にして恰も不利なるときに課稅し、大なる價値の場合に、負債したる所有者が其物を處分しなくてならぬときには、容易に其破滅となる。例之、資債したる農業者、家持又は他の營業者の寡婦又は小供が財產を承け繼ぎ、又は賣却するときに、又は建築業者が不利なる事情の下に賣却せざるべからざるときに、稅が容易に干係者の純財產を侵蝕するを得るといひ、ロツシアーも、戰時等に此稅を高めるときは、此に於て賣却せざるを得ざる人に取りて一部の財產沒收となり得るといひ、ムルハルトはむしろ、此課稅方法にて、人の所得でなくて、其資本が要求に取らると爲し、

26) Bergius, Grundsätze d. Fw. S. 297. Pfeiffer, a. a. O. S. 336. Bastable, l. c. p. 583. Eheberg, a. a. O. S. 294. Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. I. S. 369.
27) Vocke, a. a. O. S. 101. Pfeifer, a. a. O. S. 338.
28) Lotz, a. a. O. S. 567.
29) Nitti, Principes de science des finances. p. 510. Berner, a. a. O. S. 40. Bastable, l. c. p. 583. Murhard, a. a. O. S. 241. Roscher, a. a. O. S. 131.
30) Roscher, a. a. O. S. 130.

アイゼンハルトは、此の如き稅（印紙稅）は實際、其契約物體を高くする費用として、公衆より見られ、隨て此費用として資本より拂はるゝ物とするといふ。[31]

(C)更らに此稅が物價の上に或不良なる影響を與ふる。尤も此事は微妙なる轉嫁に關するから一概にいひ得ぬ。又稅率輕ければ何れにしても大したことではないが、此が可なり重くなると、土地などでは買手に於て其に對し拂ひ得ると思ふよりも稅だけ安くでなければ買はぬから、稅のあるだけ價を安くする傾を生ずる（註三一）。其方はまだ忍び得るが、日常の消費物、隨ふて生產物については、稅だけ生產費の增加となつて、其價を高くする結果となる傾がある（註三二）。此の如きは生產政策上のみならず、社會政策上にも好ましくない。

（註三一）ムルハルトは、各人が賣買契約及賃貸契約にて登錄稅を考慮にとり、且つ賣買及賃貸價格を此によりて定めなくてならぬ處では、土地が大に價値を失はなくてはならぬといひ、バステーブルも、移轉の上への重き稅は、此に從ふ物の價値を低下する結果をもつ。特に土地の如きにては其生ずる所得の爲に買はれるのに、租稅の結果は此が買手より拂はるゝだけにては得らるべき報酬を減ずることゝなる。且つ其外に、元本も、將來の爲めに一層安く賣らるべきものと爲す。隨ふて買手は凡べて此等の元素を勘定し、及現在並に將來の負擔の全き重さを、實際の持主（賣手）の上に置くことが想像せらるべしといふ。[32]

（註三二）バステーブルは、生產と關係したる取引の上の稅を課することは、其れだけでは生產費の增加で、之を生產者商人が消費者に轉嫁せんと努むべきものであるといひ、マイルも、物品運送の課稅にては、固有の意義に於ける生產又は商業の形に於ける營利行爲の生產費を高くする効果があるといふ。[33]

(D)更らに此稅が取引の安全を害することになる。此稅あるときは、勢ひ人々は之を逃れやうと思

31) Vocke, a. a. O. S. 102. Roscher, a. a. O. S. 126. Murhard, a. a. O. S. 241. Eisenhart, Kunst der Besteuerung. S. 196.
32) Murhard, a. a. O. S. 241. Bastable, l. c. p. 583. 588-9.
33) Bastable, l. c. p. 588 .Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 43.

つて、文書に關するものは、文書を成るべく省略し、取引の安全の爲め必要なる形式を缺くことゝなる。卽ち取引の安全を害する（註三三）。或は此は之を逃れやうとする當事者の自業自得ともいひ得るが、營利者たる彼等としては無理ならぬ點もあり、兎も角此稅の一缺點ではある。

（註三三）ロッシアーは、此稅が、文書に結付くときは、其高さが文書を遙かに大なる試を含む。爲めに國民の秩序及安寧が大に害せらるゝことゝなるといひ、バステーブルも、法律行爲稅に於ける高き稅率が道德、又は必要なる形式の等閑の誘惑となり、隨ふて往々にして要求權利が爭となるの不公正を生ずといひ、エーベルヒも受取證稅につき、此が多少高い時は、交通の危險なる無形式の現はるゝ危險ありといひ、プアイファーも、手形印紙稅の存する處では、商業界は此多くの場合に最便宜なる交通方便を、他の不安なる不便なる方法併し稅のかゝらざるものにて代ふることを餘儀なくさるる。印紙稅のかゝる諸他の文書についても類似であるといひ、コッサも、交通稅の缺點として私信用の損害を擧ぐ。[34]

（E）此稅は又、內國資本の外國流出を進める傾がある。特に手形、株、債券等にあまりに重い稅をかけると、動的資本を稅の低き外國にて利用することを勸める嫌がある（註三四）。お互に相當に課して居るならば別に問題でないけれども。

（註三四）バステーブルは、爲替手形及商業用具（株の如き）の關するだけでは、他の結果が見出さるる。租稅が其課せらるゝ國から流動資本を追放する傾があるといふ。[35]

（F）更らに又此稅が望ましき企業を抑へ、取引所外の投機、外國取引所の利用を勸むるの缺點もある（註三五）。此は株や、取引所に課する稅が重いときに生ずることで、其を決定するときに相當注意を要する所である。

34) Roscher, a. a. O. S. 126. Bastable, l. c. p. 582. Eheberg, a. a. O. S. 300. Pfeiffer, a. a. O. S. 338. Cossa, a. a. O. S. 100.

35) Bastable, l. c. p. 589.

(註三五)ロッシアーは、高き取引所稅が、恐らくは取引を課稅されたる取引所より驅逐し、或は外國の無稅の取引所へ或は概觀すべからざる分散したる私交通へ驅逐するといふ。[36]

(G)其れから此が保險其他の有益なる事業の發達を妨ぐることも想像し得る(註三六)。此等も少くとも其稅率の決定方につき餘程の注意を要することである。

(註三六)保險には同情が多い。ロッシアーは、保險契約稅は經濟上の國民教育の見地よりは凡べて悲むべきものであるといひエーベルヒも此稅は保險の慈善的影響を考慮して十分には勸めらるゝを得ずと爲し、フォツケも、保險は進捗及寄附の値あるもので、之が課稅は有害と見做さるゝ爲し、ワルカーは、保險を妨げざる爲めに其稅を頗る低くしなくてはならぬ。又便宜な方法にて徵收しなくてはならぬといひ、パリューも、保險は輕くより課してはならぬ。此が用心深きことの表示であるからといひ、ベルギウスも、人は保險の課稅を、用心深きこと及思慮深きことの罰とした。併し輕易な稅は之によりて大收入の擧げらるゝを得るだけでは、絕對に排斥すべきものではないであらうといふ。[37]

(四)社會政策上――には此稅が弱者より擔はるゝといふ不都合な傾をもつ。卽ち物を賣却しなくてはならぬ所の賣手が之を擔ひ、高利借しなくてはならぬ所の借手が之を擔ひ、物價騰貴に苦しむ消費者が之を擔ふが如きである(註三七)。

(註三七)諸多の學者之を認む。卽ちフォツケは、凡べての双務的交通出來事に於て此稅が經濟上の弱者に歸着すると爲し、ベルナーも、交通稅では殆んど常に經濟上の弱き當事者が負擔に任ずることゝなるといひ、シエフレーも、取引の締結につき弱き方の當事者が通例、交通印紙を貰ふであらうといひ、シャルも、往々にして交通稅が交通行爲に關係したる强者たる當事者より弱者に轉嫁さるゝことが假定されなくてはならぬといひ、コンラードも、如何に多く賣手が賣價中に此稅を計算し得るかは力の問題で、弱者が負擔を引受るであらうといひ、ロッシアーも、交通稅は殆んど常に經濟上の弱き當事者から擔はる

36) Roscher, a. a. O. S. 131.
37) Roscher, a. a. O. S. 131. Eheberg, a. a. O. S. 309. Vocke, a. a. O. S. 119. Walcker, Fw. S. 49. Parieu, Traité des impôts. 2éd. III. p. 230. Bergius, a. a. O. S. 298.

る。例之、賣却しなくてはならぬ境遇に在る者よりの賣却に於て、高利借しなくてはならぬ者の借入に於て、上る所の相場に於て多くは買手より、下る所の相場に於ての賣手よりの如しといひ、プアイファーも、此稅が多くは不利なる財產狀態にあつて其爲め其財產を毀らなくてならぬ、隨ふてむしろ租稅宥恕を受くべき者より擔はるといひ、エーベルヒも、不動產の滅退する需要の場合には、買手が稅額を、壓迫されたる及賣却に餘儀なくされたる賣手に轉嫁するといふ。更らにクライヒも、家屋及土地を賣却する者は通例富者でなくてむしろ貧者であり、隨ふて稅の課せらるゝのは富者でなく貧者であるといふ。[38]

(五)負擔關係上――には(A)此稅あるが爲めに、人が交通を爲すにつき、窮屈、監督厄介といふ感知もあり、處罰を受くるの危險もあつて(註三八)、此點よりしては其負擔を重からしめる。大したことではないが、他方に於ける此稅の大體負擔輕易であるといふことを緩めることゝなる。

(註三八)ラウは、印紙稅による强制が、窮屈及監督厄介といふ感知を生じ、諸多の骨折を生じ、少しの過失の爲めに罰せらるるの危險を生ずといふ。[39]

(B)特に又此稅は不況時窮迫時に、只さへ困つて居る人々に一層の壓迫を與ふる恐がある(註三九)此稅に於て負債が考慮されないことゝが既に一の避くべからざる壓迫である(註四〇)

(註三九)エーベルは、不況時には特に容易に且つ强く、賣却に餘儀なくされた人を壓迫することゝなるといひ、ベルナーも、此稅の負擔が國民經濟の下る所の時代に、上る所の時代よりも一層重くなるといひ、フオツケは、此稅は頗る往々にして恰も義務者の爲めに其最厄介なる時に拂はれなくてはならぬ。斯くて此稅が彼にとりて恰かも不幸となり得るといひ、ラウも、賣却等は往々にして不利な事情の結果として、例之、負債出稼の結果として行はれ、隨ふて賣手が低き價格を得、此にて課徵物の轉嫁をも受けなくてならぬといふ。[40]

(註四〇)フオツケは、移轉に於て問題に來る所の負債が考慮されないことが、壓迫的に感ぜらるといふ。[41]

(六)行政上――には相當監督上の面倒がある(註四一)。特に印紙稅は嚴重に取締らうとすれば、隨分厄

28) Vocke, a. a. O. S. 102. Berner, a. a. O. S. 39. Schäffle. Steuern. B. T.S. 402. Schall, a. a. O. S. 708. Conrad, a. a. O. S. 113. Roscher, a. a. O. S. 126. Pfeiffer, a. a. O. S. 336. Eheberg, a. a. O. S. 294. Murhard, a. a. O. S. 246-7.
39) Rau, a. a. O. S. 358.
40) Eheberg, a. a. O. S. 294. Berner, a. a. O. S. 39. Vocke, a. a. O. S. 101. Rau, a. a. O. S. 368.

介である。特に此稅が高かつたり、歩合率となると脫稅の誘惑が多くなつて一層監督面倒である(註四二)。

(註四一)ラウは、印紙稅につき諸多の場合に疑問となる如き厄介な立法を要するといひ、ロッシアーは、受取證計算書稅につき其取引の大なる額の爲めに監督困難であるといふ。[42]

(註四二)稅が高ければ高きほど確定率といふ譯に往かず、歩合率に依るの外なきことになり、然るときは愈々多く監督面倒となる。ロッシアーは、稅が高ければ高いほど取引物體の價値に百分率的に適應せしめる必要がある。中等の高さのときは階級率で十分であつて、全く低いものでは、人頭稅的の定額印紙最便利であるといふ。[43]

(七)道義上――には此稅あるが爲めに、自ら無稅か輕稅なる他種形式を裝ひ、又は全く文書を止め登錄を廢して逋稅を計らしむるの誘惑がある(註四三)。卽ち換言すれば人々の道義心を傷はしむる嫌がある(註四四)。尤も此の如きことは多くの稅に免れない所の共通事ではある。

(註四三)ラウは、印紙稅には法律違反の誘惑ありといふ。[44]

(註四四)ボーリューは、登錄及印紙稅には國民の良心を紊すの缺點ありとし、コッサも、此稅の缺點として公道德の損害を擧ぐ。[45]

結論

以上要之、交通稅には公正原則上、財政收入上、經濟上、道義上、社會政策上、負擔關係上、行政上等に種々の長所はあるが、此に對して同樣色々の短所もあつて、其中にても特に經濟上の缺點の如き、社會政策上の弱點の如き、否な特に公正原則上、不統一無原則たるを免れざるが如きは隨分重大なる短所であつて、夫の此に給付能力の存在は肯定することが出來ても、尙ほ此に擧げたる重大な短所の爲めに、其稅其ものゝ存立にも疑問ありといはなくてはならぬ。

41) Vocke, a. a. O. S. 108-9.
42) Rau, a. a. O. S. 358. Roscher, a. a. O. S. 130.
43) Roscher, a. a. O. S. 127.
44) Rau, a. a. O. S. 358.
45) Beaulieu, l. c. p. 503. Cossa, a. a. O. S. 100.